

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年9月25日 02時00分ごろ
発生場所	和歌山県日高港南西方沖 紀伊日ノ御埼灯台から真方位213°4.5海里付近 (概位 北緯33°49.1′ 東経135°00.7′)
事故の概要	まき網漁業附属船（運搬船）第三雅丸は、被えい航中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年10月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	まき網漁業附属船（運搬船） 第三雅丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	WK2-5543（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 不良 海象：風浪 波向北、波高約1.5m うねり 波向南、波高約2m 和歌山県南部には、9月22日09時39分に波浪注意報が、24日15時36分に強風注意報等がそれぞれ発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、6隻で構成されるまき網漁船団の漁獲物運搬船で、船長ほか甲板員1人が乗り組み、紀伊水道南方の漁場で漁獲物約35トンを満載し、出航地に向けて全ての僚船とともに帰航を開始した。</p> <p>船長は、波が高くなってきたので主機回転数をやや落とし、船首方からのうねり及び船尾方からの風浪の合成波を受けて動揺しながら約7ノットの対地速力で、海水の打ち込みと動揺を抑えるべく針路を適宜変えて略南東進を続けたものの、海水が舷縁を越えて流入し、スカッパーからの自然排水が間に合わなくなって甲板上に滞留し、船体が右舷船首方に傾き始めたので船団長（本船の船舶所有者）に無線で救援を要請した後、次第に船体の傾斜が大きくなった。</p> <p>船団長は、僚船を救援に向かわせ、本船の乗組員を避難させてえい航を開始したものの、しばらくして本船が転覆したのでえい航を中断して本船を放棄した。</p> <p>本船の魚倉は、前部甲板中央部に船首部から順に4つ配置され、魚倉の蓋には閉鎖金物が付いておらず、各魚倉の中央部は仕切り板が船首尾方向に挿入されていたものの、本事故当時、全ての魚倉が漁獲物、氷及び海水で満たされ、海水は魚倉内を自由に行き来できる状態</p>

	<p>であった。</p> <p>操業海域は、本事故時、約2日前に南方沖を通過した台風の余波が残り、また、前線を伴った別の低気圧が発達しながら近づいていた。</p>
分析	<p>本船は、波浪及び強風注意報が発表されている状況下、魚倉に漁獲物を満載した状態で、舷縁から流入した海水により船体に大きな傾斜が生じ、僚船が出航地に戻す目的でえい航を続けたところ、風浪とうねりによる合成波が船体を大きく動揺させたことから、船内に海水の流入及び滞留が更に進んで船体の傾斜が大きくなり転覆に至ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、波浪及び強風注意報が発表されている状況下、魚倉に漁獲物を満載した状態で、舷縁から流入した海水により船体に大きな傾斜が生じ、僚船が出航地に戻す目的でえい航を続けたところ、風浪とうねりによる合成波が船体を大きく動揺させたため、船内に海水の流入及び滞留が更に進んだことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波浪注意報が発表され、低気圧が発達しながら接近している状況下で操業する際、常に気象情報に留意し、漁獲物の量を調整するなどして満載とはせず、海象気象が悪化する前に帰航すること。 ・ 台風の余波等が残っている間には、無理に出漁しないことが望ましい。